

事 務 連 絡

令和7年 4月28日

一般財団法人

岡山県不動産協会 御中

倉敷市環境局

下水道部下水建設課長

取付ます設置基準の改定について（周知）

取付ます及び取付マンホール（以下、取付ます等という。）の設置について、以下のとおり運用します。

記

1 概 要

令和7年4月28日より、取付ます設置に関する取り扱いを基準化し公表する。

また、令和7年度以降、取付ます等の公費設置基準を段階的に改定し、宅地分譲及び開発行為（開発許可又は位置指定道路等を伴うもの）に関する取付ます等の設置及び供用開始区域への取付ますの設置について、申請者負担とする。

2 時 期

令和7年4月28日

ホームページにて、倉敷市取付ます設置基準を公開する。

令和7年11月1日 以降

以下の取付ますの設置は、すべて申請者負担により行う。

- ・宅地分譲により追加設置が必要となるもの

以下の開発行為に伴う取付ます等の設置は、すべて申請者負担により行う。

- ・都市計画法第29条の許可を必要とする開発行為

（「都市計画法第32条の規定による同意申請書」の提出が必要となるもの）

- ・ 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の指定を受ける道路、又はこれに類する道路を伴う開発行為

(「都市計画法第 32 条の規定に準ずる開発協議申請書」の提出が必要となるもの)

令和 8 年 4 月 1 日 以降

以下の土地への取付ます設置はすべて申請者負担とする。

- ・ 下水道法第 9 条に基づき供用開始が公示されている土地

(既に供用開始区域となっている土地)

3 連絡先

倉敷市環境局下水道部下水建設課

TEL 086-426-3565

FAX 086-425-5645

E-mail swenst1@city.kurashiki.okayama.jp